

九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）の整備促進に関する意見書

九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）は、西九州地域の産業振興や交流人口の拡大等につながる重要な交通基盤であり、本年3月に全線開業した鹿児島ルートと一体的に整備することで、アジアの玄関口である九州地域の一体的浮揚をもたらすとともに、中国・関西圏との連携による社会経済の発展にも大きく寄与するものである。

整備新幹線は、先の「東日本大震災」でもその安全性が実証され、また、早期に復旧がなされている。このようなことから、西九州ルートは、災害時に他の公共交通機関が被災した場合の代替交通手段としての役割も果たすものであり、災害対策の観点からも一日も早い整備が必要である。

本県では、本年11月に長崎～上海航路が開設予定であるが、さらに、西九州ルートが整備されると、中国から長崎、そして長崎から新幹線で日本全国へという周遊スキームが構築され、国家戦略の観点からも重要であると考えられる。

西九州ルートの整備効果を最大限に発揮させるためには、武雄温泉～長崎間の早期一括開業が必要であるが、わずか21kmの未着工区間が残されているため、開業の見込みが立っていない。

また、本市においては、県央地域や島原半島の玄関口である諫早駅周辺の整備基本計画を既に策定しているが、現時点では新幹線ホームの新設を含めた諫早駅部整備の認可に至っていないことから、駅周辺の新たなまちづくりの推進に大きな支障を来している状況にある。

そのため、一日も早く、未着工区間である諫早～長崎間の着工・認可がなされることを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月26日

諫 早 市 議 会

エネルギー政策を原子力中心から再生可能エネルギー等中心へ転換することを求める意見書

3月11日、東北関東地方を襲った我が国で観測史上最大の地震とそれに伴う大津波の発生により、福島第一原子力発電所は機能不全に陥り、多量の放射性物質が放出される事態となった。

この福島原発の事故により、いまだ多くの人々が将来的に長時間にわたり深刻な被害を受ける可能性がある。大量の放射性物質が外部に放出されれば、もはやそれを抑える手段は存在しないことが今回証明され、原発事故の恐ろしさ、危険性を国民は目の当たりにしている。長崎原爆によって、現在もなお、放射線による原爆症により、多くの諫早市民が苦しんでいる。今回の原発事故による放射線被害は他人事ではなく、早期の収束を切に望むものである。加えて、「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」(EPZ)の見直しも急務である。

日本は、地震国であり、周囲を海に囲まれた島国であるため、常に津波の危険性と隣り合わせにある。それと同時に、太陽光、太陽熱、水力、風力、潮力、地熱、バイオマスなど世界的に見ても再生可能エネルギー等に恵まれた国であり、原発からの代替エネルギーとして、その活用が期待できる。

また、天然ガスやメタンハイドレート等を使用した発電方法は、通常火力発電と比べ、大幅なCO₂削減が可能であり、将来的に再生可能エネルギー等の発電コストを抑え、自家発電や蓄電池の普及が進めば、さらなる安定的な電力の供給が可能となる。よって、そのための先端技術の研究、開発は、必須の条件と言える。今後、既存の原発施設の安全性の強化と、老朽化した施設の廃炉などを進め、段階的に原発を減らしていくと同時に、先進技術を駆使した再生可能エネルギー等を中心とした電力供給体制への転換を、順を追って進めていくことが求められる。

今こそ、日本の優れた技術力と英知を結集し、今後、原子力中心から再生可能エネルギー等を中心としたエネルギー政策へ転換し、福島原発事故を教訓に、二度とこのような事態を繰り返さないよう万全の対策を国に求める必要がある。

以上のことから、国に対し、下記の通り要望する。

記

- 1 再生可能エネルギー等の開発と普及、促進をはかり、安定的な電力供給を維持し

つつ、原子力発電に依存している部分を再生可能エネルギー等を中心に段階的に転換させていくこと。

- 2 既存の原子力発電の安全性を高めるための体制の確立と、E P Zの見直しなど安全対策の強化をはかること。
- 3 原子力発電に関わる雇用と経済活動、労働者の健康が損なわれないよう十分に配慮を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月26日

諫 早 市 議 会

地方財政の充実・強化を求める意見書

本年3月11日に発生した東日本大震災によって、東北及び関東では多くの自治体が甚大な被害を受け、被災自治体を中心として、復興がなされている状況です。

このような状況下で、全国の経済状況は依然として停滞しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など地方自治体が果たす役割はますます重要となっています。

特に、地域経済と雇用対策の活性化が求められるなかで、医療、福祉施策の充実、農林水産業の振興など、雇用確保と結びつけ、これらの政策分野の充実、強化が求められています。2011年度政府予算では地方交付税について総額17.5兆円を確保しており、2012年度予算においても、震災対策費を確保しつつ、適切な地方交付税確保が求められます。

このため、2012年度の安定した地方財政運営のため、政府に次の通り対策を求めます。

記

- 1 被災自治体に対する復興費については、国の責任において確保し、自治体の財政が悪化しないよう各種施策を十分に講ずること。
- 2 医療、福祉分野の充実、農林水産業の再興など、今後増大する財政需要を的確に取り入れ、2012年度地方財政計画に基づいた地方交付税計画に基づいた地方交付税総額を確保すること。
- 3 地方財源の充実・強化をはかるため、国・地方の税収配分5：5を実現する税源移譲など、抜本的な対策を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月26日

諫 早 市 議 会

公共輸送機関の存続へ向け、J R九州等に係る経営支援策等に関する意見書

昭和62年4月1日に国鉄が分割・民営化され、自立経営を確保し、公共輸送の使命と地域を支える鉄道の再生を図るべく、J R 7社が誕生しました。

そして、J R 東日本、東海、西日本の本州三社は、株式を上場して完全民営化を果たしました。しかし、多くの地方ローカル線を抱えるJ R九州をはじめとしたJ R 北海道、四国のJ R 三島会社と、国鉄時代の老朽資産を多く保有するなど構造的問題を抱えるJ R 貨物については、積極的な営業施策や徹底した経営効率化など、労使をあげた努力を重ねてきましたが、来年4月にJ R 発足25年の節目を迎える今日もなお、自立経営を確保する目処が立っていません。

J R 三島会社は、営業赤字を前提に、経営安定基金の運用益や税制特例等の支援策を基に黒字を確保する形で設立されました。少子高齢化や地方の過疎化が進む中で、金利の急落で経営安定基金の運用益が半減しながらも、各社の努力で何とか経営を維持しているのが実態です。

こうした中、本年度末には、J R 三島・貨物会社の経営支援策の重要な柱である固定資産税等の減免措置の特例が期限切れを迎えます。東日本大震災の教訓から、地域の鉄道が果たす役割や鉄道貨物輸送の重要性が再認識される中で、J R 三島・貨物会社の社会的な役割と、未だ完遂されていない国鉄改革の課題に鑑みれば、J R 発足25年を契機に、これらの税制特例措置を恒久化し、当該各社の経営自立にむけた安定的な運営と地域交通や鉄道貨物の確保にむけた道筋を明らかにすることが必要であると考えます。

J Rは、地域住民の足として、国民生活に欠くことのできない存在であり、公共交通機関の使命を全うすべきであります。しかし、J R 三島・貨物会社に講じられている税制特例は平成24年3月末に期限切れを迎え、それ以降、支援策が講じられなければ、再び赤字線の廃止や運賃改定などによって、利用者や地域住民に犠牲が押しつけられることが心配されます。

よって、諫早市議会は、政府に対し、次年度の税制改正において、下記事項について実施されるよう強く要請します。

記

- 1 J R 三島・貨物会社に係る固定資産税、都市計画税を減免する特例措置（いわゆる「承継特例」「三島特例」等）を延長すること。

- 2 JR三島・貨物会社をはじめ、鉄道事業各社における鉄道車両、軌道用車両などの動力源用軽油に対する軽油引取税については、現在の減免措置を継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成23年9月26日

諫 早 市 議 会

義務教育費国庫負担制度に関する意見書

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことです。そのために全国どこでも良質な義務教育が等しく無償で受けられるよう、必要な財源が国の責任で確保されています。

しかし、平成18年度から義務教育費の国庫負担率が2分の1から3分の1に下げられました。さらに全額削減の動きや公務員の総人件費改革で一層の定員削減が求められています。

このような見直しは、長崎県をはじめ多くの地方自治体で義務教育の充実に必要な財源確保を難しくさせます。長崎県においても、これまでの教育水準を維持するために必要な教育環境の整備や教職員配置ができなくなる恐れがあります。

教育予算は、未来への先行投資であり、子どもたち一人ひとりが大切な未来の担い手です。どの地域の子どもたちにも格差のない行き届いた教育が保障されることが必要です。

よって、政府におかれましては、教育の機会均等、水準の維持・向上を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持されますよう強く要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成23年9月26日

諫 早 市 議 会